

11月は、「不法投棄防止強化月間」です！

「不法投棄」とは、「廃棄物処理法」で定められた処分場以外に廃棄物を投棄することです。不法投棄には厳しい罰則が設けられており、場合によっては逮捕されてしまうこともあります。“たかが不法投棄”と安易な気持ちでごみを不法に捨てずに、決まりに従って正しく処分するようにしましょう。また、自然に恵まれた素晴らしい村を将来の子どもたちに残していくためにも、「不法投棄はしない、させない、許さない」という強い気持ちを持ちましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。



●自分の敷地に不法投棄！

ごみの処理は誰の責任に？

法律上、土地・建物の所有者または管理者は、不法投棄された場合、そのごみを自らの責任で処理しなければなりません。

●処理困難物・危険物等が投棄されてしまったら？

タイヤ、バイク、建築廃材、コンクリート破片、ブロック等の処理は、販売店や専門の処理業者に依頼する必要があります。

●家電4品目が投棄された場合は？

エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の家電4品目(家電リサイクル対象製品)は、村では処理できず、正しい方法でリサイクルしなければなりません。ごみとして処理する際は、安易に不用品回収業者に渡さないでください。不法投棄やトラブルの原因になります。※処理する場合は、リサイクル料金と収集・運搬料金が必要となります。詳細は「ごみ処理ハンドブック」をご覧ください。

不法投棄のないまちづくりへ“ながらボランティア”をしてみませんか？

「東海村ボランティア不法投棄等監視員」募集！



不法投棄に迅速・的確に対応するため、「東海村ボランティア不法投棄等監視員」を募集します。通勤や買い物、犬の散歩など、普段の生活の中でできる不法投棄の監視に、ぜひご協力ください。

対象▼村内に住所を有する20歳以上の方で、原則、週1回以上活動できる方

活動内容▼徒歩やジョギングで村内を移動する際に、不法投棄の監視や不法投棄防止の啓発を行います。不法投棄を発見したときは、その内容を環境政策課または下記の「不法投棄110番」へ通報します。

その他▼▽「東海村ボランティア不法投棄等監視員身分証明書」と腕章(夜光反射タイプ)を交付しますので、活動の際には必ず着用してください。

▽監視員はボランティアのため、報酬はありません。▽不法投棄の現場を見かけたときは、関係者に接することなく、状況を通報してください。

申し込み▼ファックスまたはメールで、▽「不法投棄監視員応募」▽住所▽氏名▽生年月日▽電話番号——を明記の上、環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451 FAX287-0479 ✉kankyuu@vill.tokai.lbaraki.jp)へ申し込みください。電話での申し込みも可能です。

不法投棄・野焼き・不適切な残土埋め立てを見つけたら

不法投棄110番 ☎0120-536-380へ

いつもみんなでむらなく みはれ

受付日時▼月～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
※受付日時以外は、ひたちなか警察署(☎272-0110)へご連絡ください。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451・1452)、茨城県廃棄物対策課(☎301-3033)